

嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の修繕等について

(日常点検等)

第1条 乙は、施設におけるサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、建物、設備及び備品の日常点検、保守管理を適切に行い、必要な修繕等は速やかに行わなければならない。

(協議)

第2条 乙は、施設の修繕等が必要となった場合は、甲と事前に協議しなければならない。ただし、施設の本来の効用を維持するための業務として乙が実施する場合は、この限りでない。

(修繕等の実施及び費用負担の区分)

第3条 修繕等の実施及び費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(所有権)

第4条 修繕後の成果資産の所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、協議において原状回復を条件として承認された修繕等は、乙が指定管理期間の終了する時点までに、乙の負担において原状回復しなければならない。

(備品の設置等)

第5条 甲が、乙に提供する備品の更新等については、乙が実施することとし、この場合の調達品の所有権は甲に帰属するものとする。

2 乙が新設又は増設する備品については、甲乙協議のうえ、施設の設置目的に合致したものに限り設置できるものとし、修繕等必要な経費は、乙の負担とする。

3 乙が新設又は増設した備品の所有権は、指定管理期間中は乙が有するものとする。

4 乙が新設又は増設した備品は、乙が指定管理期間の終了する時点までに、乙の負担において撤去しなければならない。ただし、甲が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。この場合、所有権は甲に帰属する。